

《退職等により未徴収税額を事業所が一括して納入するとき》

平成29年1月1日以後に異動のある方の届出には給与支払者の法人番号又は個人番号と給与所得者の個人番号の記載が必要となります！

◎異動があった場合の、提出はお早く！

大洲市長 殿 令和 6年 8月 5日提出				給与支払者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名 称)		株式会社 大洲商事										特別徴収義務者 指 定 番 号		12345			
					所 在 地		大洲市大洲〇〇番地										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		所属 氏名 (電話)		人事課給与係 大洲 花子 0893-24-2111	
					法人番号又は個人番号		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇															
給 与 所 得 者								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異動の 事 由		異動後の未徴収税額の徴収方法				
受給者番号 (整理番号)		123		氏 名 大洲 太郎		生年月日 S58年 4月 12日																
個人番号		〇 〇 〇		〇 〇 〇		〇 〇 〇		千 円		6月から 8月まで		千 円		R6・7・31		①. 退職 ②. 転職 ③. 休職 ④. 長死 ⑤. 合併・解散 ⑥. 職勤職欠亡		1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)				
1月1日現在の住所		大洲市長浜〇〇番地						30 000		千 円 7 500		22 500										
現住所		給与の支払を受けなくなった後の住所 同上																				

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている年税額
(イ)何月分まで特別徴収されたかとその合計額
(ウ)残りの税額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		合計 (上記(ウ)と同額)		備考	※市町村記入欄	※退職の日が1月1日以降4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残額を超えるときは、必ずまとめて一括徴収してください。
〇1.異動が令和6年12月31日までで申出があったため(8月30日申出)	9・15	千円 22	円 500	千円 22	円 500	一括徴収した分の税額は9月分(10月10日納期限)で納入します		
2.異動が 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		千円	円					

◎特別徴収継続の場合は、新しい勤務先（転勤先等）を次の欄に記載してください。

月割額 円 を 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号又は個人番号														特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ																
		名 称																
		フリガナ																
受給者番号		所 在 地	〒 -													連絡先の氏名 及び所属課、係 名並びに電話 番号	所属 氏名 (電話	

一括徴収をする場合は、一括徴収した残税額を何月分で納入するのかを必ず記入してください。